

# 令和6年厚木市農業委員会8月定例総会議事録

日 時 令和6年8月26日 月曜日 午後1時30分から午後2時15分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 農業委員

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 1 番 小 池 よし子 | 2 番 早 川 暁           |
| 3 番 内 海 則 行 | 4 番 井 上 慎 一         |
| 5 番 曾 根 義 久 | 6 番 高 澤 友紀子         |
| 7 番 鈴 木 好 弘 | 8 番 三 橋 澄 夫         |
| 9 番 清 田 徳 治 | 10 番 大 矢 和 人        |
| 11 番 中 丸 豊  | 12 番 松 前 進（会長職務代理者） |

欠席者 13 番 山 川 宏 司（会長）

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹  
農地管理係主任

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告14件）
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について（報告11件）
- 3 農地法第18条6項の規定による通知について（報告1件）
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告2件）
- 5 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）
- 6 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
- 7 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）
- 8 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について（11件）
- 9 議案第38号 「令和7年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和7年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

13番の山川宏司会長から欠席の届けが出ておりますので、会長職務代理者を議長とします。

これより、令和6年厚木市農業委員会8月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、1番の小池よし子委員、2番の早川暁委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、7月11日から8月13日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、6件、9筆、面積は3,178.14平方メートルでございます。

法第5条につきましては、8件、17筆、面積は6,515平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、14件、26筆、面積は9,693.14平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、7月11日から8月13日までに受付したものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は7人、農地の所有権を取得された相続人は11人、筆数は延べ80筆、面積は延べ30,314.09平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

対象地は下荻野字上原1筆、登記地目は畑、現況地目は畑で、面積は1,341平方メートルでございます。

貸人は川崎市麻生区高石5丁目にお住まいのAさん、借人は下荻野にお住まいのBさんでございます。

貸人の都合により、平成28年12月1日に解約が成立し、令和6年8月1日に解約通知があり、合意解約されたものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明について」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。  
御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願の提出者は、下川入にお住まいのCさん、対象地は下川入字十六ノ域1筆、登記地目は畑、面積は234平方メートルでございます。

当該地につきましては、大正2年ごろから住宅敷地として利用しており、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、金田にお住まいのDさん、対象地は金田字新河原1筆、登記地目は畑、面積は198平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和20年頃から原野化し、現在に至っているもので、平成21年度航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料及び現地を確認いただいたものです。  
説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

本日、お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は愛甲字金地1筆、現況地目は田、面積は991平方メートルです。

渡人は恩名3丁目にお住まいのEさんで、受人は船子のF株式会社、代表取締役Gさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、権利取得が認められた場合、農地造成の手续を行い、露地野菜での利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。

労働力につきましては、本人の1人です。

続いて2番でございます。

対象地は上荻野字東1筆、現況地目は畑、面積は912平方メートルです。

渡人は寒川町宮山にお住まいのHさんで、受人は相模原市緑区長竹にお住まいのIさんです。  
経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜での利用が予定されております。  
受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人の1人です。

続いて3番でございます。

対象地は下荻野字三嶽1筆、現況地目は田、面積は841平方メートルです。

渡人は下荻野にお住まいのJさん、受人は下荻野にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻での利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び弟の2人です。

続いて4番でございます。

対象地は上落合字広町6筆、現況地目は田及び畑、合計面積は1,549平方メートルです。

渡人は上落合にお住まいのLさん、受人は上落合にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜での利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人の1人です。

最後に5番でございます。

対象地は長谷字反町2筆及び同字根下6筆、現況地目は田及び畑、合計面積は3,539平方メートルです。

渡人は長谷にお住まいのNさん、受人は長谷にお住まいのOさんです。

経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜での利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び母の2人です。

なお、農地法に規定する各基準については満たしております。

説明は、以上でございます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 5、議案第34号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程 6、議案第35号「農地法第 4 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第35号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 1 件でございます。

対象となる農地の所在は、戸田字下ノ町 2 筆の一部、登記地目は田及び畑、合計面積は966平方メートルの内308.45平方メートルです。

申請人は戸田にお住まいの P さんです。

本申請は、観光農園に付帯する駐車場等として農業用施設を設置するための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内農用地区域となっており、原則として許可されませんが、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設用地の用途に供するために行われるものであるため、例外的に許可が認められる案件となっております。

申請地は、東側は畑及び農業用施設、西側及び南側は畑、北側は道路に接しております。

北側が出入口となり、敷地内には 8 台分の駐車施設及び 2 台分の身体障害者用駐車施設を設ける計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、北側出入口部分を除く全方位に既設の杉板土留めをそのまま流用し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第 4 条第 6 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第35号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 6、議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することにしました。

次に、日程 7、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主任〉

ただいま議題となりました議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 2 件でございます。

1 番でございます。

対象となる農地の所在は、三田字前田 1 筆、登記地目は田、面積は 1,568 平方メートルです。

受人は藤沢市遠藤の株式会社 Q、代表取締役 R さん、渡人は三田にお住まいの S さんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500m 以内に睦合地区市民センターが存する第 2 種農地です。

受人は藤沢市に事業所を構え、多くは西東京地域の取引先から神奈川県県央・西湘地域への生鮮食品の輸送を主な事業として営む法人で、これまでは藤沢市内の事業所近隣の駐車場施設を使用していましたが、事業拡大に伴い、当該施設だけでは駐車場が不足していることに加え、主な業務区域を考慮すると業務効率の向上も図れることから、厚木市内の比較的圏央道のインターに近い施設を駐車場とするため、当該地を申請されました。

申請地は、東側及び南側は道路、西側は宅地、北側は畑に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、駐車場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、南側には出入口を除く全てに既設のコンクリート擁壁が設置されており、南側以外の全方位には鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が 500 平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて 2 番でございます。

対象となる農地の所在は、棚沢字川原付 2 筆、登記地目は畑及び田、合計面積は 1,039 平方メートルです。

受人は関口の T 株式会社、代表取締役 U さん、渡人は下荻野にお住まいの V さんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

受人は、関口に事業所を置く自動車販売事業を営む法人で、現在、賃貸借している事業所の土地

区域内の空きスペースに車両を置いていますが、慢性的な飽和状態となっていたことから、車両置場の不足を解消するため申請されました。

申請地は、東側は田、西側は畑及び農業用施設、南側は道路、北側は道路及び水路敷に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、車両を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、南側には出入口を除いて溝を設け、南側以外の全方位には鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することにしました。

次に、日程8、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第37号、「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は11件、22筆、合計集積面積は、15,147平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が10件、20筆、13,727平方メートル、賃借権設定が1件、2筆、1,420平方メートルでございます。



現況地目別では、田が4筆、3,032平方メートル、畑が18筆、12,115平方メートルでございます。

利用目的別では、普通畑が11件となっております。

契約期間は、3年間で11件。

新規設定が3件、更新設定が8件となっております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

次に、日程9、議案第38号「令和7年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに令和7年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」についてを議題とします。

始めに、本議案についての所管担当理事である鈴木農政担当理事の説明を求めます。

<鈴木農政担当理事>

ただいま、議題となりました議案第38号「令和7年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに令和7年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について御説明いたします。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する意見、農林業施策及び予算に関する要望について、厚木市長に提出するものでございます。

6月25日に開催いたしました農政対策検討会で決定した意見及び要望の要領に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から、農業生産力の増大、農業従事者の地位向上のため、最適化の推進に関する意見では「農地等利用最適化推進施策について」など3つの大項目、施策予算要望では「都市農業の振興策について」など2つの大項目について、御意見・御要望を御提案いただ

きました。

先般 8 月 9 日に農政対策検討会を開催し、取りまとめを行ったものを本日議案として上程させていただきました。

今回は、新たな項目も設けております。

詳細につきましては、事務局からの説明とさせていただきますが、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

#### <議長>

鈴木農政担当理事、ありがとうございました。

続けて、事務局の説明を求めます。

#### <都市農業支援担当主幹>

「令和 7 年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和 7 年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について御説明申し上げます。

今年度は、委員より 7 件の意見・要望について提出をいただいております。

また、全員協議会等で寄せられた意見・要望、その他、一般の農業者の方から事務局へ寄せられた意見・要望等を踏まえて、取りまとめを行ったものでございます。

表書きの部分につきましては、昨年度と大きな変更はございませんが、地域計画策定への関わりについての記載を変更しております。

初めに「令和 7 年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」について御説明いたします。

【Ⅰ農地等利用最適化推進施策】については、地域計画の策定に関して一部新規事項を加え引き続き要望し、新規事項として農地の集積・集約に関して要望するものです。

【Ⅱ遊休農地の解消対策】については、里山の適正管理等、中山間地の農地の利用促進に一部新規事項を含め、地域計画の策定に関する事項を併せ、引き続き要望するものです。

【Ⅲ農業の担い手対策】については、担い手への支援拡充、女性農業者育成支援、農業への興味を拡大させる施策及び新規就農者への農業用倉庫等の斡旋等に関して引き続き要望し、新規事項として営農集団化促進に関して要望するものです。

#### <農地管理係長>

引き続き「令和 7 年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について御説明いたします。

【Ⅰ都市農業の振興策】の「都市農業の推進」については、燃料や資料の価格高騰分の支援、特徴ある地場農畜産物の開発、加工・販売の支援及び農地流動化奨励金の増額に関して引き続き要望し、新規事項として耕作放棄地再生事業補助金の増額及び市独自の畦畔除去への補助に関して要望するものです。

「地産地消対策」については、地産地消協力店の増加、6 次産業の推進体制の構築、学校給食への地場農畜産物の提供及び地産地消の推進に一部新規事項を含め、引き続き要望するものです。

「循環型農業の確立」については、畜排せつ物、農業残さの適切な施設整備との関係機関と連携に関して引き続き要望するものです。

【Ⅱ鳥獣及びヤマビル被害の防止対策】の「鳥獣被害対策」については、鳥獣防除、個人が設置する防護柵の補助事業の増額等に関して引き続き要望するものです。

「ヤマビル等の被害対策」については、ヤマビルの吸血被害軽減対策を引き続き引き続き要望するも

のです。

「特定外来生物の被害対策」については、スクミリンゴガイの防除対策及びナガエツルノゲイトウの駆除・防除対策に関して引き続き要望するものです。

【Ⅲ農作安全対策】について、新規事項として農作業に係る熱中症対策に関して要望するものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第38号「令和7年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに令和7年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第38号「令和7年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに令和7年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年厚木市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

令和6年8月26日

議長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---